

平成14年第18回教育委員会記録

平成14年11月13日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成14年11月13日(水) 午後2時3分～午後2時58分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助 委員
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 学校運営課長 佐野 宗昭
学務課長 森 仁司
社会教育 武笠 茂 中央図書館長 木下 亮子
スポーツ課長
社会教育 センター所長 伊藤 俊雄

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 能任 敏幸
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 4名

会議に付した事件

報告

- (1) 平成14年杉並区教育委員会告示第14号について
- (2) 平成15年度区立幼稚園児(新4歳児)定期募集結果
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (4) 長期研修処分取消請求事件について

委員長 ただいまより平成14年第18回教育委員会の定例会を開催いたします。

今日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日予定されています日程は、報告事項で3件ございます。まず第1に、平成14年杉並区教育委員会告示第14号の一部改正について。これは学校運営課長、お願いいたします。

学校運営課長 私からは、学校医等の公務災害補償に関する条例の規定に基づきます教育委員会が定める事項の告知について、ご報告いたします。恐縮ですが、お手元の日程表の報告事項(1)で、「平成14年杉並区教育委員会告示第14号の一部改正」とありますが、「一部改正」ではなくて、「第14号について」ということで、訂正をお願いいたします。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例については、委員会で決定をしていただきました。その後、本年3月に議会のほうに上程し、議決されまして、同4月から施行されてございます。この条例の第4条第1項と、第5条第1項の規定に基づきまして「公務災害による長期療養者の休業補償」と、また、ちょっとややこしいのですが「年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額と最高限度額」を今回告示をするということで定めるものです。告示で定める補償基礎額については、お手元の資料裏面の表が具体的な金額です。年齢階層に応じて、それぞれ補償基礎額を、最低限度額と最高限度額という形で、表で区分して規定しております。

この補償基礎額については、本来4月に定められております文部科学省で告示した内容と、全く同額となっております。この告示によりまして、最低限度額の欄と最高限度額の欄の規定については、平成14年4月1日、今年の4月1日に遡って適用になりますけれども、現在のところこの遡及適用の対象者は、私どものほうでは把握しておりません。おそらくこれは適用なしという形になるかと思えます。私のほうからは以上です。

委員長 では、ご質問、ご意見をお願いします。特にございませんようでしたら、報告のとおりということで、よろしゅうございますか。では、そのようにさせていただきたいと思えます。

続きまして、第2番目に、平成15年度区立幼稚園児(新4歳児)定期募集結果。学務課長から説明をお願いします。

学務課長 お手元の資料に基づきまして、平成15年度の区立幼稚園の定期募集の受付について、このたび応募状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

今回は、今年度いっぱい廃止となります方南幼稚園を除いた6つの区立幼稚園において、今月1日と5日の2日間で募集を受付けました。今回の募集に当たりましては、6園すべて2学級、64名定員で実施したところです。なお資料の括弧書きの部分は、前年度の数値でございますので、

対比しながらご覧いただきたいと思います。

今回、平成 15 年度の新 4 歳児の定期募集を行った結果、記載のとおり、応募者総数は 258 名、定員に対する応募率は 67.2%で、方南幼稚園を差し引いた前年度の比較で申しますと、実人数で 14 名、応募率にして 9.4%の減となっております。

ご覧のとおり、今年度は 6 つの区立幼稚園全園で、応募者数が定員を下回りましたので、応募者全員が入園できる見込みとなっております。定期募集を締め切った後、すでに 11 月 8 日から、定員を満たしていない全園において、随時申込みの受付を行っているところです。また、応募された皆様に対しては、すでに 11 月 8 日から 21 日にかけて、それぞれ申し込まれた園において、入園選考、具体的には、面接あるいは健康診断などを実施していく予定です。また、12 月の中旬には、こうした事務を経て、応募された保護者の皆様に、入園決定通知書をお送りする予定です。私からは以上です。

委員長 では、ご質問、ご意見をお願いします。

大蔵委員 西荻北幼稚園は応募者が上回っておりますが、69 人入れるということですか。

学務課長 先ほど申し上げたように、括弧書き部分は前年度の数値でございますので、今年度は 44 名ということでご理解いただければと思います。

宮坂委員 男女の比率というのはどこも大体バランスとれているのですか、概算でいいのですが。

学務課長 ちょっと男女別の内訳はないのですが、前年までの傾向で申しますと、基本的に極端に男女別で差があるという状況ではございません。

宮坂委員 それと直接関係ないのですが、もしわかれば、出生率は最近どうなっているのですか。

学務課長 これも数値をちょっと持ち合わせていないのですが、ご存じのとおり、最近の就学前のお子さんの動向は、大きな傾向として少子化の傾向が続いております。現在、いわゆる第二次ベビーブーム世代が結婚される世代にすでに入っています。そのお子さんが生まれてくるということで、出生数そのものは従前よりやや上向きの傾向がありますが、少子化という流れ自体は変わらないだろうということで、長期的にはそういった方向になっています。したがって出生者数は、ここしばらく漸増ないしは横這い傾向で推移していくということで、小学校、中学校のほうもそれを反映して、今後生徒数、児童数の推移があろうかと思えます。

大蔵委員 小学校、中学校は、生徒数、児童数が減ると、先生の定員が減るというお話でしたけれども、幼稚園はそういうことはないのですか。

学務課長 学級定員、杉並区の場合、32 名定員ということでやっております。基本的にはすべての園で 4 学級編成になっていまして、その学級編成に基づいた教員配置をしている状況です。ただ、64 名定員ですが、1 学級 32 名定員ということになっています。

大蔵委員 しかし、堀ノ内は31人ですから、1学級分しかいないわけですよ。

学務課長 31名ですが、学級編成の基準上、確かその半分、16名未満ということになれば別ですが、それに至らなければ、通常の1学級編成でクラス分けをし、それに対応した教員配置をするという状況になります。

教育長 堀ノ内幼稚園は昨年が30人で、今年が31人。応募率が31人で48.4%。去年が30人で85.7%、この数字はなんですか。

学務課長 これはですね、資料の下のほうをご覧ください。経過措置ということで、今年度一杯での廃止の関係で、応募の規模を変更しております。

教育長 そうでしたね。わかりました。

学務課長 それと、失礼いたしました。先ほどの学級編成の関係ですけれども、訂正させていただきます。学級編成の基準日は、12月10日現在で今年度編成いたしますけれども、入園される方が24人以下の場合は、1学級編成ということで、教員の数が減ってきます。先ほど申し上げた16名未満といいますのは、翌年度の募集を停止する際の基準ということですので、24人以下ということで訂正させていただきます。

大蔵委員 まだそれぞれ随時追加募集をしているから、まだこれから増える可能性があるわけですね。

学務課長 そうですね。学級編成の基準日は12月10日ですので、随時募集で、当然ながら増えてくるかと思えます。

教育長 もしわかればいいのですが、西荻北は、かなり去年の応募よりも減っていますね。何か原因背景は考えられますか。

学務課長 幼稚園の場合は、年度間で若干ぶれがありまして、逆に成田西幼稚園は、前年45人のところ60人ということで、こちらの園などはわりとコンスタントに応募があったのですが、たまたま平成13、平成12年度とやや低いということで、特に周辺で大きな集合住宅ができたとか、そういった要素もありませんので、たまたまというふうには、ちょっと理解はできない状況がございます。

委員長 数的には、去年追加募集で1割とか追加されて申し込まれるのですか。

学務課長 4月の入園の段階でも、当然今回応募された方も、異動、転居などで辞退されるという方も、3月にかけていらっしゃると思いますので、総体としては概ね7割弱ぐらいの入園状況になるかと思えます。

委員長 以前よりは、いろいろポスター等で宣伝されたりして、活発に園児募集というのが目につくようになってきたのですけどね。それでこの結果だから、いたし方ないということですね。

学務課長 区立幼稚園の入園状況を参考までに申し上げますと、平成7年が、全体として定員充足率が5割強という、いちばん底を打った状況でして、平成9年以降は60%代まで回復してきているという状況がございます。これはやはり長引く不況などの要因もございませぬけれども、私立幼稚園のほうにおいても、平成13年度、平成14年度と、区立のほうと同様に、やや回復しているという傾向がございます。平成14年度で申しますと、私立幼稚園が、定員充足率、全体として71.3%、区立のほうは、70.8%ということで、前年の6割台から7割台に入ったという状況がございますので、区立だけが増えてきたという状況ではございません。先ほど申し上げたような出生者数の増加、あるいは経済的な要因、こういったものを含めて、若干幼稚園に入るお子さんが増えてきたという状況はございます。

大蔵委員 この前出た『広報すぎなみ』に、保育園の募集が出ていましたね。ですから、これも増えたとはいえ、まだ60%台、70%台ですから、区長部局とお話をいただいて、保育園のほうは大きくなるということですので、是非総合的にお考えいただきたいと思います。

学務課長 それについては、今般改定しました「スマートすぎなみ計画」において、引き続き少子化の動向、あるいは多様化する保育ニーズなども踏まえつつ、区立幼稚園のあり方を見直すということで計画の中に盛り込んでおりますので、いまのご指摘なども踏まえて、取り組んでまいりたいと考えております。

大蔵委員 是非よろしく申し上げます。

委員長 では他になければ、この報告事項についてはよろしゅうございますか。

では3番目に、杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧についてということで、社会教育スポーツ課長から、ご報告をお願いします。

社会教育スポーツ課長 それでは私のほうから、杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧についてご報告いたします。10月分の承認ですけれども、いちばん最後のページをご覧ください。定例が34件、新規が11件。共催・後援の内訳で言いますと、共催が14件、後援が31件というふうになっております。

新規についてご説明いたします。1ページですけれども、6番、新規後援。東京第二友の会が行う「家事家計講習会」。永福和泉地域区民センターで行うものです。家計簿を、パソコン家計簿を使ってバランスのよい食事、それから予算ということで、講習会を行うということです。資料代として400円という形での開催です。

次に11番、新規後援。あしながPウォーク10実行委員会が行います「第23回あしながPウォーク10」隅田川コースです。こちらのほうは、遺児の方たちが主催して、ボランティアを募り、また寄付を募って、10キロのコースを歩いて、寄付と、それから、フィランソロピーのPと

いう、あしながPついていますが、それでも、「やさしい人間愛」という意味だそうですね、その社会の啓発と実践を同時に行っていくということで行う行事です。これについては、他の共催、後援団体として、文部科学省、厚生労働省、それから、各都道府県教育委員会等が共催をしている事業です。

次にNo.14、新規後援。みどりの善福寺川を愛でる会が行う区政施行70周年記念事業「善福寺川発見」という事業です。こちらは子供たちに善福寺川の水質を調べてもらったり、または川底の生き物を実際に見てもらって、善福寺川の現状を知って、生きた環境教育の場としていきたいということで、水質調べ、水の中の生物調べ等を行うという内容です。参加費は無料です。なお、これは区政施行70周年記念事業ということになっていますので、杉並区との共催事業ということになってございます。

次に2ページのNo.16、17、18ですけれども、こちらはいずれも家庭学級の共催です。東田小学校のPTA、それから、杉並第五小学校のPTA、高円寺中学校のPTAということで、記載のような内容での事業になっております。

次にNo.24、25。こちらは土曜日学校のほうの共催事業です。桃三小土曜日学校プロジェクト、大宮小土曜日学校実行委員会ということで、記載のような内容で行っていくということです。

5ページですけれども、No.1～3が、新規後援ということになっております。こちらは庶務課のほうの申請ですけれども、No.1と2については、杉並区学校教育コーディネーターが共同して行います事業です。No.1のほうが、4週連続リレーライブということで、「学校発⇒未来行」というタイトルが付いております。こちらについては、杉並第一小学校、高井戸第三小学校、天沼中学校、富士見丘中学校の各会場で順次開くものでして、内容については、国際貢献、スポーツ・芸術・科学等の代表する方々の後援会ということです。入場料等はありません。

次にNo.2のハッピーオータムフェスティバルですけれども、こちらについては、杉並区政施行70周年の記念企画ということで、阿佐ヶ谷中学校で行うものです。日フィルの管弦楽のコンサート、それから、紙飛行機王選手権ということで、小学生を対象にした紙飛行機を飛ばすという選手権大会。それから、バザー等も行うという内容になってございます。

3番にあります杉並区浴場組合が行います、これも区政施行70周年記念事業ですけれども、「すぎなみ こども せんとうパスポート」ということで、これは11月1日から、来年の3月31日までの期間行うものです。杉並区内の浴場50カ所において開催するということで、子供たちに銭湯の楽しさを伝えたい、また、親子のコミュニケーション、友達とのふれあいを豊かにしたいということで、ゲーム的な形で銭湯を利用していただくということです。銭湯パスポートというのを配付して、来場1回ごとにスタンプを押して、スタンプ1回押すたびにキャラクターグッズがも

らえて、3回たまれば、くじ引きなどで更に得点がつくというようなことです。これについては、浴場の入場料として、子供料金 180 円ということになっております。以上が共催・後援名義の報告です。

委員長 では、ご質問、ご意見をお願いします。

教育長 直接この後援共催名義と関係ないのですが、公会堂の利用が来年4月以降、制限、制約というか、しばらくの間使えないということで、セッション杉並としてのホールとか、そういう関連での影響が何か出ておりますでしょうか。

社会教育センター所長 来年から3年半かけて公会堂が改築されますが、公会堂が完成するのが平成18年の秋という予定になっております。それまでの間、大きなホールというのは、区内ではセッションのみだということで、非常に込み合ってくるのではないかと予想をしているのですが、来年度、まだ現在予約の段階では、そんな高い競争率ということではございません。ホールは現在でも、土日は非常に込んでいまして、なかなか取りづらいという状況があります。それから、比較的空いているのは、平日ということで、どうしても取りたい方は、平日のほうを選んでいただければ何とか取れるのではないかと考えています。

事務局次長 今日、指導室長がいないのですけれど、学校行事の中で公会堂を使っていたものがいくつかあります。セッションでできるものはいいのですけれども、音楽鑑賞ですとか、それらについては、近隣の区市の公会堂を借りるという方向でいま調整しているというふうに、確かに聞いております。

教育長 音楽鑑賞教室とか、各学校の合唱コンクール、あるいは学芸発表会、これは公会堂が多いのですよ。ですから、近隣の場合には、費用の問題もあるのかなと思って。その辺はどうなのでしょう。

事務局次長 当然これは前もって予約を取りまして、予算もその辺は組んでいくという形になります。ただ、お金がなるべくかからないように、規模的に可能であればセッションでできるものについては、なるべくセッションを使ってやって、どうしても駄目なものだけを借りるという形を取っていくということです。

教育長 例えば隣の中野区とか、武蔵野市とか、隣のよしみで無料で借りられると。そういうわけにいかない。

事務局次長 その辺は駄目なのです。

教育長 図書館は隣のよしみでお互いに無料でやり取りしていますよね。ホールのほうも「大変です」ということで、何とかならないものですか。どうですか。

大蔵委員 手形を出して、こっちはこっちでただで使わせますからと。

事務局次長 うちもただで使わせてませんから、同じことです。

教育長 うちも駄目ですか。

社会教育センター所長 ちょっと付け加えます。日フィルが区と協定を結んで、公会堂を活発に利用しているのですが、その吸収先というふうなことで、セッションのほうは20数回使っておりますので、それ以上のものはちょっと受け入れられないという形で、文化交流とは話がついておりました。確かまだ、これ、情報ではそうなったかどうか聞いていないのですが、勤労福祉会館の舞台を改造して使っていきたいという情報がありました。それから、中野のゼロホール。これを優先的に借りるような形の手続をとっているということで、中野のゼロホールですから、これは有料で借りているものだというふうに思いますが。

教育長 ゼロホールは確か文化振興財団か何かのそういう第3セクターなので、ただにしてもらうというわけには多分いかないでしょうね。

社会教育センター所長 あれ自体は財団法人で、区の財団でやっていますから、なかなか無料というわけにはいかないと思います。これは文化交流のほうで手続をとっていますので、詳しい内容はちょっとわかりませんが。

教育長 必要があれば、中野区の教育委員会に頭下げに行って、ただになるならいいなと思っっているのですが、そうはいかないですかね。しばらくはつらいですね。

委員長 ほかにございますか。ございませんようでしたら、ただいまの件、共催14件、後援31件、承ったということにいたします。ありがとうございました。

今日用意されました事項は、ただいまの報告事項3件のみとなっていたのですが、追加が1件ございまして、この件については、人事関係でございまして、地方教育行政の運営及び組織に関する法律第13条に基づきまして、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、この件については、人事関係のために、非公開とさせていただきます。

(傍聴者退室)

では、次長、説明をよろしく願いいたします。

事務局次長 それでは、「長期研修処分取消請求事件」についてご説明いたします。10月22日に、杉並区教育委員会を相手取って、訴訟が提起されたというものです。内容は資料に書いてありますけれども、向陽中学校のAという英語の教師に対する研修を命令したわけですが、これの取消を求める訴訟が、本人から東京地方裁判所に出されたというものです。11月29日から、口頭弁論が予定されているということです。

経過ですけれども、昭和 53 年 4 月に採用されたということで、計算しますと、大体 46～47 歳になるのかなと予想されます。東京都に採用されたのはそういうことで、各区を回っていたわけですけれども、平成 11 年 4 月に杉並区に来ました。この資料からいきますと、平成 10～11 年に、すでにこの能力アップ、指導力アップ研修を受講していたというような状況でした。その受講後、杉並区に来た後にも、そういった指導力不足は依然としてあるということで、平成 13 年 4 月から平成 14 年 3 月までに、再度受講研修命令を出して受講したということでございます。それで、一応 1 年間の研修期間は終わったわけですけれども、まだ依然として能力が回復していないということで、平成 14 年 4 月から、再度 1 年間の研修命令を出したということです。これに対して、本人が、その研修命令が不当だということで、東京都人事委員会に審査請求を出しました。この審査請求に対して、東京都人事委員会は、平成 14 年 4 月 24 日に棄却ということで、門前払いの判定をくださいました。それを受けて、今回の訴訟になったということです。この研修自体は、東京都の研修ですけれども、杉並区が研修命令を出すということで、訴訟の相手方として杉並区教育委員会が出されたということでございます。以上です。

委員長 では、この件について、ご意見、ご質問をお願いします。

大蔵委員 これはなかなか不思議で、この人は、平成 10 年度に文京区で長期研修を受けていたわけですね。

事務局次長 そうですね。

大蔵委員 それで、研修を受けている途中で、杉並区に異動になったのですね。

事務局次長 そうです。

大蔵委員 このお話によりますと、研修の命令は区が出すのですね。東京都の職員、在籍は東京都ですけど。そうすると、移ってきたときに、平成 10 年度に向こうで研修を受けていて、杉並に移ってきたときに、杉並の教育委員会としては、どうしてすぐにこの人は更に研修しなければならないというのがわかるのですか。

事務局次長 おそらく形式的には、移ってきたときに、再度こちらの 4 月 1 日付で、まずは研修命令を出すという形をとったのだというふうに想像できますが、研修の継続ということで決定していたものだというふうに思います。

大蔵委員 そういう 2 年間の研修というのもあるのですか。

事務局次長 1 年の研修を、さらに 1 年更新したのです。

大蔵委員 研修命令を出すときは、東京都教育委員会と相談するのですか。

事務局次長 研修の実施は東京都ですから、東京都の許可といいますか、それをもらって命令を出すという、手続的にはそういう形になりますね。指導力の中身は杉並区の教育委員会が判断する

ということです。

大蔵委員 杉並区で、現在大体何人くらいその研修を受けている人はいるのですか。

事務局次長 いまこの人だけです。小・中を合わせて1人ですね。都全部で30人ぐらいいるということですよ。

大蔵委員 そんなにいますか。それで、この人は、平成10年、平成11年、その前はわかりませんが、平成10年、平成11年とやって、これからまた、ここで2年やってというのは、ものすごく長いんですね。例えば去年1年、その前1年間やって、効果が見られないというのは、研修中でどういうことかわかるのですか。子供に教えればわかりますよね。子供が相変わらず、とにかく先生が間違っただけと言ったまま直さないとか、全然わかるような教え方しないというのはわかりますけど、研修中に研修の効果が見られないとわかるのはどうしてですか。

事務局次長 研修所から研修結果の通知が来ます。この人は、1回も学校に復帰しませんで続けてやっていますから、研修所からきた研修結果の報告の結果が、もう1年継続しなければということだと思います。

もう1つこの制度は、2年間研修を行って十分な改善が見られない場合は、教員として不適切として、事務職への強制的な異動といいますか、身分替えというようなこともできるということなのです。

大蔵委員 でも、もう2年間、杉並区へ移ってきたときに、すでに2年になっている。

事務局次長 その前のが、これ、一旦復職していますから、そこで1回切れたのかもしれませんが、そういう制度かもしれません。

大蔵委員 そうしますと、今度これは訴訟にはなりましたが、来年の3月31日までいけば、事務職に移すことができるわけですね。

事務局次長 これは想像の域を達しませんけれども、この方はそういう制度が最近できたということで、ある意味ではこの研修そのものは不利益処分ではないのですが、その後のことを考えると、それは不利益に繋がるということで訴訟したということかもしれません。

宮坂委員 教員の交流、他の区との交流は必要やむを得ないと思うのですが、当区で教員を受け入れる場合に、いま研修中については、その人を拒絶するとか、別のもっといい先生をとるか、そういうこと、現実には言えないのですか。

事務局次長 指導室長がいないのですけれども、室長が詳しいのではないかと思いますけれども、まずそういうことはできないですね。

宮坂委員 そうすると、わかっても拒否ができないという。

事務局次長 わからない場合が多いのではないのでしょうか。

宮坂委員 研修を受けているということは、問題があるから研修を受けているということですよ。

事務局次長 来たときには、研修を受けていたというようなのが当然履歴書に載っていますから、それはわかります。しかし、事前にその人を拒否するとか、そういったことはなかなか難しいのではないのでしょうか。

大蔵委員 定員はどうなるのですか。研修中はその教員は在籍教員として、補充はどうなるのですか。

事務局次長 定数外ですから、補充が来るということです。だから、ある意味では、4月からという形で、1年間という期間で。

教育長 先ほどもお話があったように、30 数名も東京都の教職員で指導力不足。不適切な、不適格と言ってもいいぐらいの問題の教員がいるということは、事実なのですよね。そういう教員を本当は事務職のほうに回すとか、他への配転とか、いろいろな処分。処分というかな、その人に合った処遇をしてもらいたいのですが、数が多いものですから。東京都もそれを全部、事務職に 30 何名もやるというわけにはいかなくて、結局各区に回しながら、何とか復帰できないかということで、こういう研修などをやっているのですが、私は、かなり復帰が困難な方が多いのではないかなと思います。いま大蔵委員からもご質問ありましたが、2年、3年かけて復帰できないというのは尋常ではないと思いますよ。

大蔵委員 それに教員不適格で、事務で生きられる人もいるでしょうけれども、教員で不適格だったら、事務でも駄目だという人は、私は常識的には多いのではないかなと思いますけど。事務は教員上がりで、教員は駄目だけど、事務なら務まるというものではないのではないかなと思いますけれど。問題は、教員をやめるときに、事務に回すのか、懲戒解雇するのかというのを、本来は迫られるのではないですかね。事務に回しておけば子供との関係がないからいいだろうなんて、それはちょっと安直なのではないですか。

事務局次長 その辺は問題ありますね。本来の業務が適格でなければ、懲戒処分の対象ですよ。

大蔵委員 そうですよ。本来教員として採用したのだから、事務員として採用するという人ではないのだからね。事務員は事務員で、また別の観点で採用しているのだと思いますよね。

教育長 確かいま、制度上は、それによって退職処分といいますか、懲戒処分にするわけにはいかないのではなかったかな。

事務局次長 懲戒処分だからできなくはないです。義務違反行為ということになれば。

安本委員 ステップアップ研修というのは、どういうことやるのですか。また学校での教え方を教えるのか、その授業の内容、要するに英語を教えるのか、学校の教員養成みたいなことなのか。それは例えば、30人いる方、一律全部同じものを受けるのか。

事務局次長 細かい内容はちょっと資料がないのですが、要するに講義の仕方を教えるということが対象になるのかと思います。

大蔵委員 でも、30人みんな教科があって、それぞれ違うわけでしょう。だから、一堂に会してというわけにもなかなかいかないから、すごい手間だと思うのです、それは。それで、英語の単語覚えさせるとか、書き取りさせるとか、そういうわけではないでしょうね。

安本委員 でも、思ったより少ないですね、杉並で1人というのは。

事務局次長 実際にもっと該当する教員はいるのかもしれませんが、認定し研修を受けさせるということは非常に大変なことです。

安本委員 先ほどちょっと聞きそびれてしまったのですが、2年研修すると、自動的に事務職に行くということではないのですね。ご本人との話し合いになる。

事務局次長 いろいろなケースで、自動的にということではなくて、その状況を聞くとか、そういうこともあるということですね。

安本委員 最近ですよ。

事務局次長 そうです。できたばかりの制度ですから、実際にはまだ事務員になった人はいらっしゃらないということです。

教育長 ですから、こういうケースの方が教科なり担任なりを持つと、学級崩壊という現象が自ずから起きるわけですね。現実にはそういう教員が相当数いるということですね。

安本委員 と思います。

事務局次長 本当はもっとそういった人が出てくる可能性はあるかも知れません。

安本委員 カウンセリングを受けてもらったほうがいいのではないかと思うけど。

教育長 そういうケースもあると思いますね。

安本委員 内容云々ではなくて。

教育長 何か根本的な人事に関する考え方を、きっちり立ち上げないといけないような気がしますね。

大蔵委員 そうですね。先生になりたいという予備群はたくさんいるのですからね。やはり淘汰して入れ替えていくべきですよ。

教育長 教員に指導力がないというのは、まさにさっきの話ではないけども、もう不適格なのですから。

安本委員 先生ではないですよ。

事務局次長 研修の中身は詳しくわからないのだけど、どうも見ていると、集合研修というよりも、実務研修的なものだと思います。

大蔵委員 そうでしょうね。だから、すごい手間がかかると思うのです、そうすると。

事務局次長 1週間に1回やって、学校に戻ってくると、そういったこともある。

安本委員 これはやはり向陽中学の子供の間から、相当いろいろ出てきたということなのですか、こういうふうになったという背景は。

事務局次長 最初の向陽中学に来たときの時点では、研修1年間やったけれども、完全に能力がまだないということで、もう1回、全く学校へ来ないで、すぐ研修と。

安本委員 異動になって来たけれども、そのまま研修で1年間いらっしゃらなくて、それでまた今年度、向陽中で1年間教えたということ。

事務局次長 そういう形になります。

安本委員 そうしたら、またそこで評判が悪かったと。

事務局次長 ええ。平成12年、1年間学級やっていたけど、平成13年からすぐ研修。だから、全く能力がついてなかったということになりますね。

委員長 この対応というのは、教育委員会の事務局がまともにやられるのですか。

事務局次長 この訴訟については、これは特別区の中で訴訟部分を受ける専門部門がございますので、そちらで行います。

委員長 そういう面のプロの。プロといたらあれですけど、慣れていらっしゃる方がね。専門係みたいなものですよ。

教育長 まあ、そういうものですよ。

委員長 そういうのはプロでなくては駄目です。

大蔵委員 訴えられたのは杉並区ですけども、杉並教育委員会だけでも、実際には23区の対応する部門があるわけですか。

事務局次長 すべてそうです。例えばこの前のプールなんかのことも。

教育長 学校給食の訴訟もそうですね。

事務局次長 そうですね。

委員長 でも、その前の調書だとか、ああいうものも全部揃えなければいけないから、大変ですよ。いままでの資料をね、向陽中なんかも出さなければいけない。

大蔵委員 ある意味では、非常にいい機会ですから、これを機会にね、教員をどうするかというのを考え直すべきでしょうね。基本的に東京都とも打合せて。

教育長 私も発言の機会があれば、是非それは申し上げたいと思います。

教育長 基本的には特別区、それぞれの区に人事権が。いまの東京都の権限ではなくて、任用権を区が持ちたいということは、かねてから申し上げていますし、これからも23区共同で都に対して

そういう要請をしていこうということになっていますので、当然こういうことも含めて、区の人事主張をちゃんとできるような仕組みにしていきたいと思います。

大蔵委員 私は一部の方には申し上げたことがあると思いますが、アメリカでも、いま教員採用のときには難しい試験するけれども、その後放りっぱなしはいけないというので、大体3年ごとぐらいにチェックをしていますね。これ、ヨーロッパでも、イギリスなどでも始めています。3年から5年ごとにチェックをして、解雇をすとか、訓練をすとかやっています。日本はずっとやってきませんでしたけれども、世界中先進国はそういう体制をとっていますから、日本もそういうことをどんどん取り入れていくべきでしょうね。

教育長 日本も訓練まではあるのですが、解雇のほうがないですね。

事務局次長 教育制度というのは国によって随分違います。採用の前にまず時間をかけるところもあります。それぞれに、個別対応していますね。

委員長 普通のいろいろなお役所の職員も、いろいろな制度が日本の場合取り入れてあるんだから、採用のときに、結構その後々まで試験してしまう国家公務員みたいなものもあるし、東京都みたいな人事の仕方もあるし。係長とか課長とか、逐次チェックしていくような、後々ですよ。日本だっているいろいろなやり方をとっていますね。1つではないですよ。

宮坂委員 人間性に欠陥があったらどうしようもないけど、教員としては不適格だけれど、他の事務局なら使えるとかいうのであれば、本人のためにも、早めに進路を決めたほうが、本当はいいのですよね。

教育長 あとは、こういう形で出てませんが、心の病で授業が成立しないとか、教育活動ができない方も、最近はやや多いのかなという気がしますね。それについては降格というような形で。例えば教頭先生とか校長先生であれば、平教員になることによって、教育活動を続けるというケースはあります。

事務局次長 訴訟の件については、またその都度ご報告させていただきます。

委員長 いろいろな評価の問題も今後取り入れられてくるから、そういうふうなことから、自分自身、自己評価というのは当然。だから、他人による第三者評価というのが出てくるわけだし、そういうのを、何かプレッシャーとして感ずるようになってくるのでしょね、今後。居づらくなるとかね。

教育長 あまりストレスをかけるのもね。みんなありますからね。

委員長 自然なんだから、社会全体、企業だって、そういうふうになっているんだから、案外学校関係というのは、その辺気楽にやっているんでしょね。

教育長 評価に関して甘いですね。

委員長 あまいのですよ、温存で。もっと社会は厳しいですね。

教育長 杉並区でも評価を取り入れていきたいと思っていますので。

委員長 今日は、ここでいろいろ情報をいただいたということによろしいですね。ありがとうございました。

では、以上で予定されていた案件は終了いたしました。本日はこれで閉会いたします。